平成２１年（フ）第２７７号
東京都立川市一番町６―24―９、開始決定時の住所茨城県ひたちなか市石川町21番１号第一悠和寮
破産者　太田津昌弘
１　決定年月日　平成22年２月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

平成２１年（フ）第４１８号
茨城県桜川市久原429番地
破産者　斉川　悦男
１　決定年月日　平成22年２月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

平成２１年（フ）第４５１号
山梨県南都留郡富士河口湖町船津1503番地、開始決定上の住所埼玉県川越市木野目1430―２　ホワイトジュネス115
破産者　来島　　努
１　決定年月日　平成22年２月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２１年（フ）第７２１号
埼玉県川越市大字的場2466番地１　ガーデンハウスかすみ103号室
破産者　菅原ひろ子
１　決定年月日　平成22年２月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２１年（フ）第１９７号
長野県上田市古里1261番地
破産者　徳永　恒雄
１　決定年月日　平成22年２月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所上田支部

平成２１年（フ）第２０４号
長野県千曲市大字戸倉1294番地
破産者　兒玉まさ子
１　決定年月日　平成22年２月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所上田支部

平成２１年（フ）第２１４号
長野県上田市真田町本原1982番地７、前住所長野県上田市上塩尻367番地26　サープラスファミリー101号
破産者　坂口　潤一
１　決定年月日　平成22年２月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所上田支部

平成２１年（フ）第２１８号
長野県東御市海善寺854番地91　県営住宅日向ヶ丘団地Ｈ５―201
破産者　近藤　正子
１　決定年月日　平成22年２月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所上田支部

平成２１年（フ）第１５４３号
京都市西京区大原野東竹の里町２丁目１―３―506　中井圓心方、住民票上の住所京都市西京区大枝中山町１番地154
破産者　山﨑由美子
１　決定年月日　平成22年２月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第１９０３号
京都市東山区福稲御所ノ内町34番地の１　ハイム福稲Ａ棟211号
破産者　菱野　晃一
１　決定年月日　平成22年２月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第５９号
京都府南丹市八木町八木鹿草65番地
破産者　ほそみ商店こと　細見　文孝
１　決定年月日　平成22年２月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所園部支部破産係

平成２１年（フ）第８３号
京都府南丹市園部町竹井西谷12番地３
破産者　小楠工務店こと　小楠　伸久
１　決定年月日　平成22年２月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所園部支部破産係

平成２１年（フ）第１５４１号
神戸市長田区滝谷町３丁目４番28号
破産者　鈴木　正治
１　決定年月日　平成22年２月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第６２５号
広島市安佐北区安佐町大字久地1238番地136
破産者　井手元一典
１　決定年月日　平成22年２月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１６０４号
広島県東広島市高屋町白市888番地290
破産者　戸水　夕佳
１　決定年月日　平成22年２月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１８号
広島県三次市吉舎町吉舎452番地
破産者　金子　明弘
１　決定年月日　平成22年２月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所三次支部

平成２１年（フ）第２０号
広島県三次市吉舎町吉舎452番地
破産者　金子　晃子
１　決定年月日　平成22年２月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所三次支部

平成２１年（フ）第５８４号
北海道深川市稲穂町２丁目３番７号
破産者　内　美智子
１　決定年月日　平成22年２月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第１５８号
釧路市愛国西１丁目13番８号
破産者　大和田秀也
１　決定年月日　平成22年２月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所